

経営力

強化保証

経営力の強化を図ります！



のご案内



中小企業者の皆様が、資金調達を行うにあたり、認定経営革新等支援機関が事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことで、経営力の強化を図るための保証制度です！

借換資金としてご利用の場合、
**保証期間10年での
取扱いが可能！**

一部の場合を除き、信用力に応じた信用保証料率よりも
**一区分低い
信用保証料率を適用！**

あなたのチャレンジを応援します！
— 企業とともに未来へ —

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階

◆保証課 審査第1グループ ☎029-224-7826

◆保証課 審査第2グループ ☎029-224-7812

土浦支店

〒300-0043

土浦市中央二丁目2番28号

◆保証課 審査第1グループ ☎029-826-7812

◆保証課 審査第2グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階

◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813

◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858

◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852

◆創業支援課 ☎029-224-7865

経営力強化保証



	一般保証	経営安定関連保証5号
保証限度額	2億8,000万円 (普通保険、無担保保険にかかる保証で、一般関係にかかる保証および経営安定関連保証5号に限る)	
責任共有割合	80%保証(責任共有対象)	
資金使途	事業資金	経営の安定に必要な事業資金 (既往の新型コロナウイルス感染症関連保証 ^(※1) にかかる借入金を借り換える場合に限る。)
保証期間	一括返済 1年以内 運転資金 5年以内(据置1年以内) 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運設併用 7年以内(据置1年以内) 借換資金 10年以内(据置1年以内)	一括返済 1年以内 借換資金 10年以内(据置1年以内)
信用保証料率	0.45%~1.75%(^{※2})	0.80%
連帯保証人	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	
担保	必要に応じて	
貸付利率	金融機関所定	
添付書類	(1)「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (2)事業行動計画書(申込人が策定したもの)	
	—	(3)経営安定関連保証5号の認定書

(※1) 新型コロナウイルス感染症対策融資、伴走支援型特別保証、新型コロナウイルス感染症の発生に起因する経営安定関連保証4号、新型コロナウイルス感染症にかかる危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込を受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号、危機関連保証(新型コロナウイルス感染症にかかるもの)

(※2) 最も低い信用保証料率(カテゴリ9)の場合あるいは、貸借対照表未作成や決算期末到来等により信用保証協会が信用保証料率の判定ができない場合は、通常の信用保証料率が適用されます。